和良簡易水道配水管布設21-3工事

特　記　仕　様　書

①機械電気計装工事

②鹿倉減圧水槽本体工事

平成２１年度

郡　　上　　市

①機械電気計装工事

・配水流量計
・第 1 減圧弁
・第 2 減圧弁

１．総則

①一般共通事項

(1)本工事は、この仕様書、設計書及び図面に基づき郡上市（以下発注者）工事施工規則その他当該規則に準じ、和良簡易水道　鹿倉配水池機械電気計装設備工事を行うものである。

(2)請負者は、本工事設計図書に明記してないものでも本設備の目的・機能保安及び法規上　必要なものは、すべて請負者の負担で整備する。

(3)請負者は、本工事設計図書に疑義が生じた場合は、発注者と速やかに協議し適切な処理を行わなければならない。

(4)請負者は、水道施設及び水処理施設に係る技術並びに電気計装設備に係る技術を十分習得した技術者を主任技師及び現場代理人と定め、現場に常駐することを義務づける。なお、これら技術者が不適と判断した場合は、直ちに変更すること。

(5)請負者は、工事期間中に構造物、あるいは建設中の構造物を損傷あるいは汚染した時は速やかに復旧又は弁償しなければならない。

(6)請負者は、工事期間中あるいは完成後も本工事に起因すると判断される第三者損傷は、すべて請負者の責任で速やかに対処しなければならない。これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

(7)工事竣工引渡しまでの機器類一切の納品物品の保管管理責任は、すべて請負者にある。但し、天災地変の不可抗力の災害と判断される場合は別途協議する。

(8)本工事に係る官公庁手続業務の代行を請負者は一切行う。

(9)使用資材はすべて承認図を提出し、承認を受けること。

(10)本工事は『工事仕様書』および下記に従って、施工しなければならない。

『岐阜県建設工事共通仕様書』

『電気設備工事共通仕様書』

『電気設備工事標準図』

『機械設備工事共通仕様書』

『機械設備工事標準図』

②材　　料

(1)本工事において使用する機器・材料等はすべて各規格に適合するものでなければならない。

1）　日本工業規格（ＪＩＳ）

2）　電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）

3）　日本電機工業会規格（ＪＥＭ）

4）　岐阜県（5）　建設工事共通仕様書

6）　上水道工事標準仕様書（日本水道協会）

7）　日本電信電話㈱仕様

8）　電気設備技術基準（通産省令）

9）　内線規定（電気技術基準調査委員会編）

10）　電気設備工事共通仕様書（営繕協会編）

11）　日本水道協会規格

12）　労働安全衛生諸規準

13） 日本電線工業会規格（ＪＣＳ）
14） 日本照明器具工業会規格（ＪＩＬ）
15） 電子機械工業会標準規格（ＣＥＳ）

(2)上記規準に該当しない製品・材料を使用する場合は、見本を提出し、検査して合格したものを使用する。材料検査、工場試験等に要する費用はすべて請負者の負担とする。

③試験検査及び試運転

(1)使用する機器類は、製作完了後製造工場で規定の社内試験を行う。その後、工場立会検査を行うが、これについては別途指示する。

(2)使用する機器類は、工場試験及び立会試験に合格したものを現場に搬入し、据付を行う。

(3)納入機器の据付完了後は直ちに現場調整を行い、各端末機器のテスト及び総合組合せテストを行う。これらのテストが完了後、現場立会検査・官公庁立会検査を受け、これらのテストに合格したもので最終仕上げを行い、引渡しできるようにすること。

(4)請負者は、試験検査及び試運転に要する一切の費用を負担するものとする。

④据付配管配線工事

(1)現場に搬入された機器類は､据付承認図に基づいて所定の位置に据付､配管配線工事を行うこと。

(2)機器類の据付は、耐震性能を考慮し基礎ボルト、ずれ止め等十分に考慮すること。なお、機器類の据付位置は取扱い、維持管理等の都合で現地変更することもあるが、これに要する費用は別途協議する。本工事完成後であっても、施工図書等、発注者が必要と認め請求したものは、請負者の負担において提出すること。

(3)工事期間中､隣接建物･道路･フェンス類に損傷を与えないよう十分養生しなければならないが、もし発生した時は速やかに対処すること。都合によって深夜作業を命ずることがある。

(4)工事完了に際しては完全な後片付け・清掃を実施し、監督員の承認を受けること。

(5)工事写真は管類及び電線類、それぞれ判別ができるように黒板を入れて撮影し、整理すること。機器類の据付に対しても同様とする。

⑤雑　　則

(1)請負者は、下記の図書を提出するものとする。

1）	契約書	1部
2）	工事工程表	2部
3）	主任技術者及び現場代理人届（経歴書添付）	1部
4）	着工届	1部
5）	製作組立、据付等承認図及び決定図	3部
6）	構造及び取扱説明書	3部
7）	完成図	1部
8）	打合せ議事録	1部
9）	竣工図（硬表紙製本）	3部
10）	竣工図、工場及び現場試験成績表、各種検査合格証	
11）	取扱説明書	

12)　工事写真（カラー写真をアルバムに整理する。）　　１式

13)　その他指定する図書　　指定部数

(2)請負者は、契約業務が完了後、直ちに監督員と詳細仕様の打合せを行い細部決定し、工事の進捗を促さなければならない。

(3)請負者は、工期を遵守し、いかなる場合も遅延してはならない。天災・地変その他請負人の責に帰すことができないと判断した場合を除いて、すべて請負者が責任をとる。

(4)請負者が納入した機器が、商用運転開始後２年以内に事故・欠陥を生じた場合は、発注者の判断に従い、無償にて新品と取替、又は補修するものとする。

2.工事の目的・概要

本工事は、和良簡易水道事業に基づいて水道施設整備を行うもので、施工期間は平成 21 年度とする。

・配水流量計設置工事　　１式

・鹿倉第１減圧弁設置工事　　１式

・鹿倉第２減圧弁設置工事　　１式

3.工事場所

郡上市　和良　　地内

4．配水流量計工事

①構成

(1)機器の構成

＜鹿倉減圧水槽＞

1)配水流量計　　１組

(2)工事の構成

1)機器類据付

2)配管据付

3)電気配線

②機器仕様

(1)配水流量計

1)目　　的	配水流量の測定を目的に指示，積算を行うものとする。	
2)数　　量	１組	
3)計　測　器	電子式水道メーター７５mm	
4)構　　成	電子式水道メーター	１台
	受信器	１台
	受信器箱	１個

5)電子式水道メーター仕様

［検出器］	
口　　径	７５mm
ﾌﾗﾝｼﾞ規格	上水７．５Ｋ
電　　源	リチウム電池，電池寿命約８年
表　　示	積算値、瞬時流量、故障
付　　属	専用ケーブル
［受信器］	
電　　源	リチウム電池，電池寿命約８年
表　　示	積算値、瞬時流量、故障
［受信器箱］	
形　　式	屋外柱取付形（正面片扉式）
	SUS304　板厚 1.0㎜ 以上
寸　　法	300W×200D×400H 程度
付　　属	装柱金具

③工事

(1)計装機器据付

本工事では次の機器類を対象に据付を行う。

＜鹿倉減圧水槽＞

1)配水流量計　　１組

(2)配管据付

本工事では次の項目を対象に据付を行う。

＜鹿倉減圧水槽＞

1)配管材料	ＳＵＳ３０４
	フランジ規格　　７５mm：水道規格７．５Ｋ
2)範　　囲	配水流量計室内の埋め込み配管を含む配管

(3)電気配線

電気配線は各機器所定の目的に応じ配線を行うものとし、詳細は図面によるものとする。

④取扱説明

- 請負人は、本工事が完成し、郡上市に引き渡す際、本工事に用いた機器、装置等の取扱説明書を提出するものとする。
- 請負人は、本工事が完成し、引き渡しが完了した後でも、本工事によって導入される施設ならびにシステムと、その操作運用に関する郡上市職員の問い合わせある時は、誠意を持ってこれに答えるものとする。

5．鹿倉第１減圧弁工事

この特記仕様書により購入する減圧弁、ストレーナー、及びレジンマンホールは下記の仕様に基づいて製作されるものとする。

①減圧弁

(1) 構 造

・ 圧力調整機構は、主弁部・パイロット部とその間を接続する配管部から一体構成され、圧力の変動に対して確実に、且つスムーズに対応し、常に安定した設定圧力を一定に保持できる構造とする。
・ 弁はピストン形、流水通過部はライナー構造とし、ハンチング、ウォーターハンマー、キャビテーションの発生しにくい構造とする。
・ 主弁開度にリンクさせた可変ニードルにより流量変化に対応可能な構造とする。
・ 弁の開度は外部から容易に確認でき、必要に応じて手動操作で簡単に全開、または全閉できるものとする。
・ 設定圧力は弁の設置してある場所で、パイロット弁の目盛りを見ながら簡単に変更が出来るものとし、安全弁機能付きとする。

(2) 主要部材質

・弁箱　　FCD450-10
・カバー　　FCD450-10
・シリンダー　　SUS304
・ピストン　　CAC902
・ライナー　　CAC902
・シート　　弁体側　合成ゴム
　　弁箱側　SUS304

(3) 製作仕様

1)型	式	ピストン式
2)口	径	φ50
3)面	間	260　mm
4)一 次 側 圧 力		0.63　Mpa(最大静水圧)
5)設定出口側圧力		0.30　Mpa
6)弁 箱 耐 圧 試 験		1.75　Mpa
7)弁 座 漏 れ 試 験		0.75　Mpa
8)塗　装　仕　様		エポキシ樹脂内外面粉体塗装
9)フ ラ ン ジ 規 格		JIS B 2062RF

(4)検　査

1)日本水道協会検査合格品とする。
2)水質基準浸出試験合格品とする。

②ストレーナー

(1) 構　造

形状はバケット形で、本体・スクリーンから構成され、内部のゴミなどの除去を行なう時には、スクリーンが簡単に取り外し及び組立が簡単な構造とする。

(2)主要部材質

・本　　体　　部	FCD450-10
・ス ク リ ー ン	SUS304 12メッシュとパンチングメタルとの組合せ

(3)製作仕様

1)型　　式	バケット形
2)口　　径	φ50
3)面　　間	250　mm
4)弁箱耐圧検査	1.75　Mpa
5)塗　装　仕　様	エポキシ樹脂内外面粉体塗装
6)フランジ規格	JIS B 2062RF

(4)検　査

1)日本水道協会検査合格品とする。

2)水質基準浸出試験合格品とする。

6．鹿倉第 2 減圧弁工事

この特記仕様書により購入する減圧弁、ストレーナー、及びレジンマンホールは下記の仕様に基づいて製作されるものとする。

①減圧弁

(1) 構 造

- 圧力調整機構は、主弁部・パイロット部とその間を接続する配管部から一体構成され、圧力の変動に対して確実に、且つスムーズに対応し、常に安定した設定圧力を一定に保持できる構造とする。
- 弁はピストン形、流水通過部はライナー構造とし、ハンチング、ウォーターハンマー、キャビテーションの発生しにくい構造とする。
- 主弁開度にリンクさせた可変ニードルにより流量変化に対応可能な構造とする。
- 弁の開度は外部から容易に確認でき、必要に応じて手動操作で簡単に全開、または全閉できるものとする。
- 設定圧力は弁の設置してある場所で、パイロット弁の目盛りを見ながら簡単に変更が出来るものとする。
- 安全弁機能付きとする。

(2) 主要部材質

・弁箱	FCD450-10	
・カバー	FCD450-10	
・シリンダー	SUS304	
・ピストン	CAC902	
・ライナー	CAC902	
・シート	弁体側	合成ゴム
	弁箱側	SUS304

(3) 製作仕様

1)型	式	ピストン式
2)口	径	φ75
3)面	間	350 mm
4)一 次 側 圧 力		0.74 Mpa(最大静水圧)
5)設定出口側圧力		0.40 Mpa
6)弁 箱 耐 圧 試 験		1.75 Mpa
7)弁 座 漏 れ 試 験		0.75 Mpa
8)塗 装 仕 様		エポキシ樹脂内外面粉体塗装
9)フ ラ ン ジ 規 格		JIS G 5527RF（7.5K）

(4)検 査

1)日本水道協会検査合格品とする。

2)水質基準浸出試験合格品とする。

②ストレーナー

(1)構　造

形状はバケット形で、本体・スクリーンから構成され、内部のゴミなどの除去を行なう時には、スクリーンが簡単に取り外し及び組立が簡単な構造とする。

(2)主要部材質

・本　　体　　部　　FCD450-10

・ス ク リ ー ン　　SUS304 12メッシュとパンチングメタルとの組合せ

(3)製作仕様

1)型　　式　　バケット形

2)口　　径　　φ75

3)面　　間　　300　mm

4)弁箱耐圧検査　　1.75　Mpa

5)塗　装　仕　様　　エポキシ樹脂内外面粉体塗装

6)フランジ規格　　JIS G 5527RF(7.5K)

(4)検　査

1)日本水道協会検査合格品とする。

2)水質基準浸出試験合格品とする。

③レジンマンホール

(1) 構　造

・ 配管材料は、SUS304、及びナイロンコーティング鋼管 とする。

・ 調整リング、架台はレジンコンクリート製とする。

・ 弁室内には減圧弁昇圧時の吐出配管を設けること。

・ レジンマンホールの上部には調整リング、鉄蓋を取り付けた構造とする。

・ 調整リングと鉄蓋に生じた隙間については、現地にてモルタルを充填すること。

(2)材　質

・ レジンマンホールの材質は熱硬化性合成樹脂に骨材､砂を混合して硬化させたレジンコンクリート製とする。

・ 引張、圧縮、曲げ強度はセメントコンクリートの４～５倍を持ち、トラックの輪荷重や埋め戻し土圧に対して、十分な強度を持っていること。

・ レジンマンホールの出入り管の貫通部には現地での型枠、及び補強コンクリートを必要としないこと。

・ 耐水性、対薬品性に優れ、吸水抵抗が高く凍結融解による劣化がないこと。

(3) 製作仕様

1)形　　式　　箱形

2)内　寸　法　　3000W×1400W×1700H

3)管　　口　　径		φ100、φ75
4)土　　被　　り		GL～1000㎜
5)荷　　重		T-25
6)鉄　　蓋		φ600

7．試験・検査

①試験

機器材料の製作完了後、製作工場において下記試験及び検査を行うこと。

（1） ＪＩＳ等に定められた試験法のあるものは、それに従うこと。

（2） 外観寸法検査

（3） 塗装検査（色見本による比較及び指（4） 定色の確認）

（5） 性能試験

（6） 動作試験

（7） その他係員が必要と認めた試験

②現場試験

機器材料の据付及び配線工事完了後、下記の現場試験を行うこと。なお、試験成績表を係員に提すること。

（1） 据付検査

外観・寸法検査、締め付け、振動、騒音検査

（2） 実流試験

実流試験性能試験を実流試験で行い、電流等確認のこと。

（3） 導通試験

導通試験電源の断線及び誤接続などの有無を調査すること。

（4） 絶縁試験

１）各屋内配線に対する絶縁試験

２）地中配線に対する試験

（5） 接地試験

接地試験はそれぞれ接地ごとに接地抵抗値を測定すること。

③動作試験

前項の各試験終了後、次の試験を行うこと。

（1） 電圧の適否

（2） 配線機器の動作の良否

（3） 各機器の性能の良否

（4） 配線、配電盤、各機器の漏電の有無

（5） その他通電により不都合を生ずる恐れの有無

④雑則

（1） 上記の試験及び検査の結果、不良個所があれば指定の期日内に手直しを行い、手直し完了後、係員立会のもとに再試験を行うこと。

（2） 各試験は、電気設備技術基準、内線工事規定及びその他の関係法規に基づき行うこと。

（3） 立会試験については、事前に検査依頼書を係員に提出し、承諾を得ること。

（4） 立会時の各試験報告書を３部監督員に提出すること。

（5） 試験用機器及び試験に必要な一切のもの及びそれに要する消耗品費などは全て請負者の負担とする。但し、現場における据付後の試験に要する水は当市において支給する。

8．付則

①保守契約

本設備機器の保守契約は、２ケ年を経過した場合は別途契約する。但し、保証期間（２ケ年）中は本契約に含むものとする。

②精算図書の作成

精算図書（図面、数量計算書等）の作成は請負者が負うものとする。

③当市の指定する提出図書

着工届、主任技術者選択届、現場代理人届等の一切の届出書類。

④付属品の取扱い

本契約にて納入される機器の付属品は、本仕様書に記載なきものといえども製作者側にて必要と認めたものは全て納入する義務がある。

⑤予備品の取扱い予備品のリストにより、予備品収納箱に入れて納入する。

⑥講習会の開催

本機場及び関連装置については、特に請負者の費用にて講習会を実施、取扱保守、保安について十二分に技術を習得させねばならない。

⑦据付・配線工事施工範囲の確認を行い、施工分について諸手続きを行うこと。

⑧外注先の承認請負者は、外注先一覧表を作成し、承認を得るものとする。

⑨NTT 専用及び一般回線の申請手続き、費用はすべて請負者が負うものとする。

⑩商用運転試験中の保守

商用運転試験中は、現場代理人，試験責任者を常駐させ、機器の取扱指導及び全ての試験記録を作成し、保守を行い、異常なきを確認せねばならない。期間は１週間以内とする。

⑪他工事との調整

同現場にて別途発注工事との調整・打合せを十分に行い、現場作業をすすめること。

②鹿倉減圧水槽本体工事

第１章　総　　則

第１節　　一般事項

1.1.1 概　要

本特記仕様は、郡上市「和良簡易水道事業配水管布設 21-3 工事」のうち、減圧水槽本体の築造工に適用するものであって、関係法規、一般仕様書、その他特別に定めたもののほかは、すべて本仕様書に準拠し、本市水道監督員(以下監督員とする)の指示により、施工にあたらなければならない。

1.1.2 法規の適用

本工事に適用する規格並びに基準は、特に記載しない事項については、下記によること。

(1) 規　格

減圧水槽に使用する構造材質は以下の規格に適合するもの、又は、これと同等以上の機械的性質、化学的成分を持つものとする。

① 鋼板	JIS G 4304	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
	JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
	JIS G 4321	建築構造用ステンレス鋼材
	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
② 構造用形鋼	JIS G 4317	熱間圧延ステンレス鋼等辺山形鋼
	JIS G 4303	ステンレス鋼棒
	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
③ 鋼管	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管
④ 溶接材料	JIS Z 3321	溶接用ステンレス鋼棒及びﾜｲﾔ
	JIS Z 3323	ステンレス鋼アーク溶接用ﾌﾗｯｸｽ入りﾜｲﾔ

(2) 指針

水道施設耐震工法指針を基とし、設計用水平震度は KH2=0.44 とする。

1.1.3 施工適用

(1) 減圧水槽本体築造工

(ｱ) 受　台　工	コンクリート基礎天端にアンカーボルトにて据付ける。
(ｲ) 底　版　工	パネル全溶接及び不動態化処理。
(ｳ) 壁　版　工	〃
(ｴ) 屋 根 版工	〃
(ｵ) 内部補強工	補強材組立。
(ｶ) 付　帯　工	タラップ・マンホール・通気口・内部配管等の取付。

1.1.4 施工責務

本工事の施工にあたっては、請負者は、一般仕様書の定めるとおり各関係規則・基準を尊守し、遅滞・施工漏れのないように行う。

また、本仕様書及び設計図書に明記されていなくても、構造体の安全確保及びに設備の目的、機能上または施工上当然必要とするものは、監督員の指示に従って行う。

1.1.5 届出・手続き

本工事に必要な届出・手続き等は請負者が代行し、これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

1.1.6 質　疑

工事施工上または製作上、不審の点あるいは設計図・仕様書等に疑義のある場合は、監督員に申し出てその指示に従う。

1.1.7 軽微な変更

工事施工に際し、現場の収まり、もしくは取合上、機材の取付位置、または取付方法等に軽微な変更は監督員の指示によって行う。

この場合において請負金額の増減は行わない。

1.1.8 使用機材

(1) この工事に使用する機材は、各仕様書および設計書に記載してあるものとし、現場搬入の都度監督員の検査を受け、これに合格したものを使用する。

(2) JIS に制定されているものはこれに適合し、かつその他の規則の適用を受けるものは、形式承認済みのものを使用する。

1.1.9 提出書類及び図面

請負者は、工事着手前に次の書類及び図面等を監督員に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 書　類

(ｱ) 工事主任技術者、工事着手届兼現場代理人届（経歴書を添付すること）

(ｲ) 工事工程計画書

(2) 計算書（資材数量、本体主要材料の強度計算書及び基礎構造計算書）

(3) 図　面

(ｱ) 各種製作承認図（工場並びに現場製作品）

(ｲ) 各種配管、据付施工図面

(ｳ) その他監督員の指示する図面

1.1.10 施工中の点検または立会い

この工事施工に際し、築造後容易に点検できない配管その他の施工箇所は、原則としてその課程において監督員の点検または立会いを求めなければならない。

1.1.11 検査及び試験

基礎工事施工前に平板載荷試験を実施し、設計荷重を満足することを確認すること。

なお、本構造物の設計荷重及び計画最大荷重は以下の通り。

【設計荷重】	→	【計画最大荷重】
(長期)常時設置圧　37.7 kN/m3		(長期)　113.1　KN/m3
(短期)地震時設置圧 65.6 kN/m3		(短期)　131.2　KN/m3

また、本工事で特に必要と認めたものは、監督員立会いの検査及び試験を行う。

1.1.12 工事用の水及び電力

工事用の水、電力等の仮設物は、請負者において手続きの上施工し、これに要する一切の費用は請負者の負担とする。

1.1.13 工事に関する報告

請負者は、工事の進行、労務者の就業、機材の搬入、天候等の状況を示す工事日報を作成すること。また、月間及び週間工程表についても形式、内容を監督員と協議し、作成すること。

1.1.14 保　証

工事完成引渡し後、１年以内に施工または機材の不良に基づく事故等が発生した場合は、無償で補修または取替えるものとする。

1.1.15 工事写真

工事期間中は監督員の指示により、工事の施工状況及び管理状況、その他の写真を撮りアルバムに整理しておくこと。

1.1.16 完成図その他

工事施工後、監督員の指示により完成図、完成写真を提出する。

(ｱ) 完成図　　サイズ・部数は協議の上決定

(ｲ) 工事写真、完成写真　　部数は協議の上決定

1.1.17 安全対策

本工事の施工にあたっては、労働安全衛生規制を尊守し、就業者に対して常にこれを徹底させると共に、安全作業に対する十分な施策をなし管理しなければならない。

なお、本工事場所がいずれも道路脇であり、工事車両の出入りのさいは、他の車両等の通行の妨げにならないよう配慮すると共に、安全対策を十分に講じること。

1.1.18 作業時間

作業時間は原則として、午前８時３０分から、午後５時までとする。ただし、時間外作業を行う場合は、事前に監督者と協議し許可を受けること。

第2節　　共 通 事 項

1.2.1 構造・材料

(1) 本体及び架台

(ｱ) ステンレスパネルの形状は、中心部を球面状に膨らませ、内､外圧に強い構造とし、ステンレス板をバルジプレスで成型したパネルを溶接にて接合し、組立てたものとする。

(ｲ) ステンレスパネルの形状の標準は、1000 ㎜×1000 ㎜、1000 ㎜×2000 ㎜とするもので、縁端は内側に 30㎜/m 程度折曲げる。この折曲面は、各パネルが均一に接合できるよう平滑であること。

(ｳ) パネルの溶接はすべて耐震性及び防水性を考え、内面の折曲げ端部全ラインとする。

(ｴ) 減圧水槽のパネル材質は、屋根及び側最上部は、SUS329J4L とし他は SUS444 とする。

(ｵ) 水槽の補強は、ステンレス製鋼材とし内部補強方式とする。屋根版と底板と壁版及び柱、梁で構成するものとし、全て溶接とする。また、壁版と受台は、取付金具を溶接後、ボルトで締結する。

(ｶ) 水槽内部の気相部に使用する補強材は SUS329J4L とし、液相部に使用する補強材は SUS304 とする。

(ｷ) 受台部は材質を SS400 とし、溶融亜鉛メッキ仕上げ（2 種 55）とする。

(2) 付属施設

(ｱ)配管材質は SUS 製とし、パネル貫通部は溶接する。

(ｲ)内タラップは SUS329J4L､外タラップは SUS304 とし､本体取付位置はパネル溶接部付近とする。

(ｳ)マンホールは SUS329J4L とし、かぶせ蓋型の施錠式とする。

1.2.3 施　工

(1) ステンレスパネル

(ｱ) パネルの現地組立は、傷が付かない様入念に行うと共に、水平及び垂直面の確認をする。

(ｲ) ステンレス溶接部は不動態化処理（酸洗：ラスノン等）を行う。

第２章　減圧水槽本体工

第１節　　概　　要

本工事の構造は、ステンレス・パネル全溶接とするもので、コンクリート基礎に鉄骨架台を設置し、この上にパネル及び補強材を組立てる。

(1) 構造形式

ステンレス鋼製単体パネルをＴＩＧ溶接により、組立てる。

溶接作業者は、原則としてＪＩＳ Ｚ ３８２１の試験に合格した者でなければならない。

(2) 形状寸法

(ｱ) 容　積　　19 ㎥

(ｲ) 寸　法　　4000×2000×3000H

(ｳ) ＨＷＬ　　+ 548.80

(ｴ) ＬＷＬ　　+ 546.30

(ｵ) その他　　設計図による。

(3) 耐　震

地震係数　　ＫＨ2＝ 0.44

(4) 本体材料

「JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼鈑及び鋼帯による SUS329J4L､SUS444」

板厚　1.5 ～ 2.0 ㎜

(5) 溶接棒

溶接棒は「JIS Z 3321　溶接用ステンレス鋼棒及びﾜｲﾔ,　JIS Z 3323　ステンレス鋼アーク溶接用ﾌﾗｯｸｽ入りﾜｲﾔ」による。

第３章　検　　査

第１節　　材 料 の 検 査

(1) 材料はすべて、工事現場へ搬入直後、検査願書を提出の上、監督員の検査を受けるものとする。

(2) 監督員が必要と認めた場合、又は工作物仕上げなどの都合上、止むを得ない場合は、搬入以前に監督員の検査を受けるものとする。

(3) 搬入材料が見本品と異なり、又は JIS･JWWA 等合格品であっても不良品と認めた場合は、直ちに優良品と交換し、監督員の承認を得なければならない。

第２節　　中 間・完 成 検 査

中間・完成検査は、本市工事検査員が設計書、工事記録写真、竣工図(中間検査の場合は除く)、工事関係書類により検査するものとする。

この場合、請負者は検査に必要な器具を用意し、係員を配置しなければならない。また、検査のため必要と認めたときは開削、又は破損試験等を命ずることもあるが請負者はこれを拒むことはできない。

なお、これに要する費用は、すべて請負者の負担とする。

第３節　　他 事 業 体 の 検 査

官公庁および電力会社等の検査を必要とするときは、予め監督員の承認を受けてすべての手続きを代行するものとする。